



ラテンアメリカにおける自由貿易協定の展開--日本への含意

西島, 章次

(Citation)

世界経済評論, 47(12):22-30

(Issue Date)

2003-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90000071>



ラテンアメリカにおける自由貿易協定の展開 日本への含意

神戸大学経済経営研究所長 西島章次

はじめに

WTO体制下での貿易自由化が足踏みしている現状にあって、世界各国はFTA(自由貿易協定)などの地域的な取り決めを積極的に展開している。WTOの資料¹によると、二〇〇三年一〇月時点で、GATT/WTOに通告されたRTA(地域貿易協定。GATT第二四条、GATS第五条、GATT授權条項などを根拠規定とする取決)は累計で二五四に達し、現在有効であるものは一四六に上るとされる。この内一九九五年一月以降に通告されたものは一〇〇を超え、近年に地域的な取り決めが急速に拡大したことを示している。さらに、GATT/WTOに通告されていないRTAも多く存在する。二〇〇三年九月のカンクンでのWTO会議で自由化交渉が決裂したことによって、各国の地域経済統合への傾斜はいっそう強まると見られている。

こうした地域主義への傾斜は、ラテンアメリカ諸国においても顕著で、NAFTA(北米自由貿易協定)やMERCOSUR(南米南部共同市場)をはじめ、数多くの地域統合が存在し、また、現在交渉中のものも数知れない。かつて一九六〇年代のラテンアメリカ諸国において存在した、LAFTA(ラテンアメリカ自由貿易連合)、CACM(中米共同市場)、ANCOM(アンデス共同市場)などの経済統合は、保護された市場を拡大することによって輸入代替的工業化を補完することを主要な目的としていた。しかし、九〇年代に入ると、ネオリベリズムに基づく経済自由化を補完するものとして位置づけられ、地域経済統合はラテンアメリカ地域の貿易拡大の牽引力としての役割を担っている。さらに、南北アメリカを網羅するFTA(米州自由貿易地域)が交渉中である。

ところで、最近のラテンアメリカ諸国の地域経済統合の進展に見られる特徴は、ラテンアメリカ以外の地域との経済統合が形成され、地域主義の外延的な拡大が始まっていることと、二国間(バイラテラル)での自由貿易協定が積極的な展開を見せていることである。とくに、メキシコとチリは近年多くの国々や地域とFTAを設立しており、外延的な拡大とバイラテラルなFTAが、これら諸国の地域統合推進の主役となっている。

他方、アジア諸国では、APECやAFTA(アセアン自由貿易地域)などの地域的な枠組みの例外はあるものの、基本的にフォーマルな協定を持たず、「デ・ファクト」な市場統合を通じて貿易を拡大してきた。このため、日本や韓国、中国などは、地域的な協定を持たない数少ない国として、あくまでもWTOによるマルチラテラルな貿易自由化を追求してきた。しかし、ようやく最近になり、アジア地域でも地域経済統合への関心が高まり、わが国のみならず、中国、韓国、アセアン諸国も地域経済統合に向けて動き出しており、その進展の速さには目を見張るものがある。例えば、わが国は既にシンガポールと「新時代経済連携協定」を平成一四年一月より発効させている。韓国は太平洋をまたぐ初めてのFTAをチ

¹ WTO Secretariat, http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regfac_e.htm, October 13, 2003.

りと調印済である。また、中国はアセアン諸国との F T A 形成について積極的で、既にアセアン諸国と交渉を開始している。

こうしたアジアにおける地域主義の進展のなかで、わが国における F T A などの議論は、基本的にアジア地域におけるそれに強い関心があり、例えば二〇〇二年一〇月に発表された外務省の『日本の F T A 戦略』では、「日本周辺の東アジア諸国・地域を最も戦略的に優先度の高い目標とすべきは疑いのないところである」(第五節)としている。アジア地域における経済的中心である日本の立場からすれば当然の戦略であるといえる。しかし、同報告書でも指摘されているように、アジア地域以外、例えばメキシコなどのラテンアメリカ諸国との F T A も高い可能性を有しており、わが国はラテンアメリカ地域に対して、より強い関心を持つべきである。

しかし、日本・シンガポール F T A に続く、わが国にとって第二の F T A と期待されていたメキシコとの F T A 交渉は、メキシコのフォックス大統領が訪日した二〇〇三年一〇月にピークを迎えたが残念ながら不首尾に終わった。シンガポールとの F T A と異なり、実質的にセンシティブな農業部門の自由化を含むため、交渉が難航したからである。

以下では、まず第一節でラテンアメリカ地域における F T A の際立った特徴である二国間の F T A について議論する。第二節では日本とメキシコの F T A について議論し、第三節でメキシコと E U の F T A を事例に、わが国の F T A へのインプリケーションを検討する²。

一 ラテンアメリカにおける二国間 F T A の進展

近年におけるラテンアメリカ地域の地域統合の特徴は、二国間での貿易協定の進展にあり、域内のみならず域外諸国との F T A が急速に進展している。とりわけチリとメキシコは、既に多くの二国間での貿易協定を形成している。表 1 に示されるように、例えばチリは、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドルと二国間 F T A を実施しており、E U、米国、韓国、E F T A (欧州自由貿易連合)とは F T A 形成で調印済みである。さらに、メルコスール、ボリビア、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルーとは、一九八〇年のモンテビデオ条約によって制定された A L A D I (ラテンアメリカ統合連合)の条項に従う、いわゆる E C A (経済補完協定)の枠組みでの貿易協定を実施している。

メキシコも同様に、N A F T A や G 3 (メキシコ、コロンビア、ベネズエラで形成される F T A)に加え、E U、ラテンアメリカの七カ国(ボリビア、コスタリカ、ニカラグア、チリ、中米の三カ国)、E F T A、イスラエルと F T A を実施しており、また、ウルグアイとは調印済みである。さらに、アルゼンチン、ペルー、キューバと E C A を形成しており、これらの諸国とより包括的な F T A へと発展させようとしている。

こうした地域統合への積極的な姿勢は、これら諸国が二国間 F T A を経済自由化のための有効な手段とみなしていること、一九九九年の W T O 会議が貿易自由化への新ラウンド創設に失敗し、多国間での自由化の見通しが低まったこと、A P E C がアジアの通貨危機によ

² 本稿の議論は、Nishijima, S. and A. Hosono, “Modes of Economic Integration between Asia and Latin America,” in P. Smith, K. Horisaska and S. Nishijima eds., *East Asia and Latin America: The Unlikely Alliance*, Rowman & Littlefield Publisher, 2003.、西島章次・細野昭雄「アジアとラテンアメリカ—自由貿易協定の構想と可能性—」西島章次・堀坂浩太郎・ピータースミス編『アジアとラテンアメリカ—新たなパートナーシップの構築』彩流社、二〇〇二年に多くを負っている。

て行き詰まり、自由化へのモーメンタムが失われたこと、などを基本的な理由としている。しかし、いうまでもなく、チリ、メキシコにはそれぞれに二国間でF T Aを進める理由があった。

チリは世界でも最も貿易自由化の進んだ国の一つであり、過去一五年以上にわたってユニラテラルな貿易自由化を実施してきた。チリの単一関税率は毎年1%ずつ引き下げられ、二〇〇三年には6%となっている。しかし、こうした自由化は、必ずしも他国への市場アクセスを改善するもではなく、二国間ベースでの貿易自由化を通じて、より確実に効果的な自由化を目指すことになった。また、単一関税であることは、いずれの産業も保護もしくは差別されることがなく、F T A交渉時にセンシティブとなる産業が存在しないことを意味する。このように非常に開放された経済を持つチリにとれば、ラテンアメリカ域内、域外を問わず、地域的な協定が貿易自由化を加速する有効な手段となるのである。

他方、メキシコでは、N A F T A加盟後、劇的に輸出が増加し、一九九三年の五一九億ドルから一九九九年には一三六九億ドルとなった。しかし、米国市場への依存が急激に高まり、一九九九年にはメキシコの輸出の八八%が米国向けとなったのに対し、E U向けは三・八%、ラテンアメリカ向けは三・七%に過ぎなかった。メキシコにとれば米国への輸出拡大は歓迎すべきであるが、米国への過度の依存は、米国の景気変動の影響を直接的に被ることを意味する。さらに、米国との関係が過度に緊密化することは、ラテンアメリカ諸国に対するメキシコの政治的影響力を弱めるという問題もあった。したがって、メキシコにとればF T Aの拡大を通じて米国以外との経済関係を多様化・強化することが必要であった。

さらに、メキシコ、チリが二国間F T Aを積極的に推進する理由として、理論的観点から以下の点も重要である³。

- 二国間F T Aは、多国間でのF T Aと比較して参加国が少ないことから、交渉のプロセスが容易で、協定の合意が得られ易い。
- 二国間F T Aにおいては、より大きな便益をもたらす、また、センシティブな問題の少ない相手国を選ぶことができる。
- G A T T / W T Oの自由化においては、一般的に小国は交渉不利な立場に置かれやすいが、二国間では交渉力を発揮しうる。
- 二国間交渉では交渉プロセスが容易であることは、多国間交渉では困難な包括的なF T Aへの合意が得られ易い。
- ラテンアメリカでは、A L A D I条項に基づいて形成され、実質的なF T AであるE C A（経済補完協定）の枠組みを活用したことも重要である。E C Aのような包括的でない貿易協定の場合は合意が容易で、それらは包括的なF T Aを形成するためのステップとして重要な役割を担うものであった。実際、いくつかのF T AはE C Aが深化したものである。
- 複数の二国間F T Aが地域においてネットワークを形成すれば、その地域における多国間F T Aの形成が容易となる、
- 多国間の統合体が域外国とバイラテラルな地域協定を結ぶことは、その多国間の統合体への参加国を増大させることにつながり、その統合体の保護主義的な性格を低下させる可能性を持つ。

³ 西島・細野（二〇〇二年）第四章参照。

他方、二国間F T Aはリスクと限界を有している。場合によっては、多国間協定よりも保護主義的な貿易政策を導きやすいことにも注意が必要である。二国間F T Aのいくつかの問題点は以下のとおりである。

- すべてのタイプのF T Aに共通の問題であるが、もし二国間F T Aが制限的な原産地規制などを採用するならば、域外国に対して差別的となり得る。
- 二国間協定は交渉プロセスが容易である反面、センシティブな問題を自由化から排除する可能性を否定できず、また、将来もこうしたセクターの交渉を引き延ばすかもしれない。
- 二国間F T Aがハブ・アンド・スポークの場合、いくつかの問題を持っている。
 - スPOーク諸国間では貿易自由化がなされていないため、ハブ国は有利な立場を享受できる。このため、ハブ国はスPOーク間のF T A形成に反対する誘因を持つ。
 - 原産地規制など、それぞれのF T Aの規則が異なれば、複数のスPOークにまたがる貿易取引には複雑な規則が適用されることになり、それだけで貿易阻害要因となる。
 - それぞれのF T Aの規則が異なれば、将来、ハブ国を中心として多国間のF T A（例えばF T A Aなど）に統合されるとき、諸規則の調整が複雑となる。
 - 多国間のF T Aと異なり、ハブが新しい二国間F T Aを結ぼうとするとき、スPOークはその交渉に参加できないため、スPOークが新しいF T Aに反対するかもしれない。
 - ハブが強い交渉力を有する場合、ハブとスPOーク間の貿易自由化がハブに有利な形で進展するかもしれない。

以上のような理論的な観点からは、二国間のF T Aはマルチラテラルな貿易自由化やオープン・リージョナリズムと必ずしも整合的とはならない可能性を有している。しかし、現実には、W T Oでの貿易自由化が難航する状況においては、貿易自由化を迅速に促進させるプラグマチックな手段として、ラテンアメリカ諸国で極めて重要な位置を占めていることは否定できない事実である。

二 日本とメキシコのF T A

ところで、チリ、メキシコは、日本、東アジアとのF T Aに対しても強い関心を示している。既にチリは二〇〇三年二月に、太平洋にまたがる初めてのF T Aを韓国と調印済みであり、後は両国の議会での批准を待つばかりである。また、チリは、中国、ニュージーランド、シンガポールとの交渉も開始していると伝えられている。これまでに米国、E UとのF T Aを実施しているメキシコも、残る世界経済のセンターである日本を含むアジア地域とのF T Aを強く希望しており、これまで日本と政府レベルで経済連携強化のための協議を行ってきた。しかし、冒頭に述べたように、二〇〇二年一月より一回にわたる閣僚レベルでの交渉を続けてきたが、日本とメキシコのF T A交渉は現時点（二〇〇三年一〇月末）では合意に至っていない。一〇月一六日の首脳会談の共同声明では、引き続き協議を重ねることで一致しているが、具体的日程は明らかにされていない。以下ではわが国とメキシコとのF T Aに焦点を当てて議論する。

日本にとってメキシコとのF T Aはどのような重要性を持つのか。メキシコがラテンアメリカではブラジルに次ぐ経済規模を有する国であるとともに、北米、E U、ラテンアメリカ地域とF T Aによるネットワークを持つことから、これら地域への輸出基地としてわが国

の戦略上重要な国となることはいうまでもない。しかし、近年、メキシコの輸入に占める日本のシェアは急激に低下しており一九九四年の六・一％から二〇〇一年の四・八％となっている。他方、メキシコの総輸出額に占める日本へのシェアも同時期に一・六％から〇・三％へと低下している。また、日本の直接投資のシェアも米国の六八％に比して、三・三％に過ぎない。

しかし、メキシコの場合、日本にとってさらに早急にF T Aを形成すべき理由がある。例えば、日本からの輸出に対しては平均で一六％の関税が課せられており、メキシコに無税で輸出できる米国、ヨーロッパ製品に比して、日本製品は苦しい立場におかれている。例えば、メキシコへの自動車輸出には二〇～三〇％の輸入関税が賦課されるのに対し、F T Aを実施しているヨーロッパの自動車企業は無税で輸出している。このため、昨年からの日本からの自動車輸出が二万二〇〇〇台であったのに対し、E Uからの輸出は急増しており、一万台に達している。さらに、N A F T A加盟のために輸出向け生産に必要な部品輸入を無税とするマキラドーラ（保税加工制度）が廃止されたことが、日系企業にとって大きな打撃となっている。また、マキラドーラ制度に代わる措置として導入されたP R O S E C（分野別輸入促進措置）は、関税引き下げの対象品目が限定され、その引き下げ率も不十分であり、部品の輸入を行っている日本企業はコスト面で不利となっている。とくに、自動車、電気・電子関連部品などの日系進出企業は、メキシコ国外から多くの部品を調達しているとされ、日本企業は、わが国がメキシコとF T Aを締結していないことから多大な損失を被っている。

日本とメキシコのF T Aに関し、これまでにいくつかの調査がなされている。例えば、両国の政府ベースで実施された「経済関係強化のための日墨共同研究会」では、N A F T Aによって日本の輸出約三九五一億円が逸失し、G D Pで約六二一〇億円、雇用で約三一〇〇〇人が喪失したと報告している。また、スターン・遠藤によると、日本とメキシコのF T Aの形成により、日本では六三億ドル、メキシコには一九億ドルの経済的厚生の拡大が見込まれるとしている⁴。また、発電プラントなどのインフラ・プロジェクトに関しては、二〇〇三年五月にメキシコ政府が政府調達における国際入札をメキシコ企業とF T A加盟国に限定することを決定しており、日本企業がいっそう不利な立場に置かれることは必須である。このため、わが国の産業界や経団連はメキシコとの早急なF T A締結を要望している。

しかし、昨年からの閣僚レベルでのメキシコとの交渉は頓挫した状態である。交渉が合意に至らなかった理由は、それぞれの事情を反映している。メキシコの理由としては、既にメキシコは数多くのF T Aを発効させており、農業部門は厳しい競争にさらされ、F T Aに対する農民たちからの批判が強い。このため、メキシコ農業に明確な利益をもたらさないF T Aは容認しがたいという背景がある。また、新聞報道によると、日本で総選挙を控えた時期に早急に締結するより、交渉を先延ばしにすることによって、より有利な形で交渉をまとめる戦略をとったと伝えている（日本経済新聞、一〇月一七日）。実際、交渉の最終段階で、メキシコ側がほとんど輸入実績のないオレンジ・ジュースの無税枠を新たに要求したことは、交渉の先延ばしのための戦略だと捉えられている。

日本側には、豚肉、鶏肉、コメ、酪農品などでセンシティブな部門が存在しており、容易な妥協は困難であった。例えば、表2に見るように、原油に次ぐ輸入品目で全体の約一〇％

⁴ R.M.スターン・遠藤正寛「日本の通商政策オプションの経済的評価と採用可能性」『エコノミクス』第七号、二〇〇二年。

を占める豚肉は、国内価格安定化のための差額関税の対象となっており、これの無税化に対する国内生産者からの反発は強い。また、メキシコのみ豚肉の関税譲許を認めることに対する米国などからの非難も予想される。表3に示されるように、日本の豚肉輸入は、米国、カナダ、デンマークで八割近くを占めており、メキシコからの輸入は全体の六%程度に過ぎないからである。メキシコとの交渉においては、日本政府は約三〇〇品目の農産品の関税撤廃と、比較的高価な豚肉輸入に課税される四・三%の関税を二%程度に引き下げる輸入枠を現在の二万トン程度から七万トン程度に引き上げる譲歩案を提示し、二五万トンの無税枠を主張するメキシコ政府と対立したものの、豚肉に関しては最終的に合意したと伝えられている。しかし、鉄鋼製品やオレンジ・ジュースで対立が残り、F T A締結への合意に達することはなかった。こうした交渉での難航は、日本にとって実質的にセンシティブな農産品を含む初めての本格的なF T A交渉であり、政府内の調整がうまく機能しなかった結果ともいえる。F T Aという対外通商政策の交渉ではあるが、農業分野の開放・構造改革という国内問題に対して明確な政策を準備していない段階では、合意に達するのが容易ではないという現実を知らしめた交渉でもあった。

三 メキシコとE UのF T A

F T Aの交渉においては、双方の妥協点を見出さない限りその合意は得られないが、こうした問題に関しては、メキシコのF T Aに対する交渉過程と農産品のプラグマチックな取り扱いが参考となるかもしれない。以下では、メキシコ=E U自由貿易協定を例にとり⁵、いくつかインプリケーションを探ってみよう。

メキシコは一九六〇年代から地域経済統合の経験があり、しかも九〇年代に入ってから、経済自由化を後押しする政策としてF T Aを実施し、ラテンアメリカの近隣諸国のみならず、米国などとのF T Aを積極的に推進してきた。この意味で、メキシコはいわば自由貿易協定の先進国であり、極めて豊富な経験と戦略を有していることを認識しなければならない。しかも、メキシコはF T A交渉に長年の蓄積を有しているにもかかわらず、例えば二〇〇〇年七月に発効したメキシコ=E U自由貿易協定では、発効までに一〇年近い年月をかけ、交渉には十分な準備期間を費やしている。具体的には、E UとのF T Aは以下の複雑なプロセスを経ている。まず、一九九一年四月のE Uとの「経済協力協定」、九五年五月の「メキシコ・E U共同宣言」によってF T A締結への基本的な合意を確認し、以後、さらに交渉を重ね、九七年一二月締結の「経済的連携・政治的調整及び協力協定(包括的協定)」と「貿易及び貿易に関連する事項に関する暫定的協定」に基づき、メキシコ=E U自由貿易協定の実質的な協定である「暫定協定合同委員会決定書」(第2号/2000号、二〇〇〇年二月締結、同年七月発効)につなげ、また、九七年一二月の「サービス、投資、知的財産権などの共同宣言」に基づく「包括的合意委員会決定書」(二〇〇〇年二月締結、二〇〇一年三月発効)に達し、ようやくにして包括的なF T Aを実現している。メキシコの協定文書は二分冊で一三〇〇頁に及ぶ。これらは、F T Aの締結と実行までに多くのプロセスを経なければならないことを物語っている。

⁵ メキシコ=E U自由貿易協定の詳細に関しては、細野昭雄『米州におけるリジョナリズムとF T A』、二〇〇一年、神戸大学経済経営研究所双書第五九号、に依拠している。

この意味で、近年になり、ようやくにしてF T Aの重要性を認識し、レイト・カマーとしてF T A戦略を追求するにいたったわが国では、依然として、とくに農業部門における国内問題の調整が不十分であり、F T A交渉を円滑に進められないという問題点をメキシコとのF T A交渉が明確にしたともいえる。このことは、今後、よりセンシティブな農業部門を含むアジア諸国との交渉を控えているだけに、わが国は農業部門の構造改革をいっそう進展させなければならないという喫急の課題を強く示唆しているといえる。

ところで、メキシコ＝E U自由貿易協定で着目すべきは、自由化プロセスにおける現実的なアプローチである。メキシコとE U間の貿易の約九三%が工業製品で、協定は工業製品貿易の一〇〇%の完全自由化を目指している。また、メキシコとE U貿易全体の七%を占める農産物に関してはその内の約六二%、水産物に関しては九九・五%の完全自由化を目指している。こうした自由化対象の品目は、現在の両国の貿易額の九五%に達する。しかし、工業製品においても、農業製品においても自由化スケジュールに関していくつかの経過措置を講じている。

工業製品については、協定発効時に即時撤廃するもの（機械・機器、白物電化製品、通信機器、テレビ、電子部品（P Cボード、半導体、集積回路）など）四段階（二五%ずつ）で四年をかけて二〇〇三年一月一日に関税を撤廃するもの（自動車部品など）などがある。メキシコのみにも適用される自由化スケジュールとしては、五年後の二〇〇五年一月一日までに撤廃されるもの（発電機、自動車部品など）七年後の二〇〇七年一月一日に撤廃されるもの（鉄鋼製品、オーディオ機器など）特例としての自動車に関する取り決め、などがある。こうした措置によって、E Uからの工業製品輸入に関しては、関税対象の品目の五二%のうち四七%が即時撤廃で、うち五%が二〇〇三年までに撤廃、残る四八%は二〇〇五年もしくは二〇〇七年までに撤廃となる。メキシコからの輸入に関しては、八二%が即時撤廃、残る一八%は二〇〇三年までに全て撤廃となる。

自動車に関しては、メキシコは二〇〇四年までに自動車令（自動車産業を保護する目的で、メキシコに進出している自動車メーカーに対し、その企業が輸出した額しか輸入を認めない措置を含む。W T Oの貿易関連投資措置に違反するとされている）を廃止し、市場アクセスの改善が義務付けられる。E U産自動車には関税割当方式によって輸入が可能となるが、割当分については協定の発効時点で直ちに二〇%から三・三%へと引き下げ、二〇〇一年一月一日以降は二・二%、二〇〇二年以降は一・一%となり、二〇〇三年までに撤廃が予定されている。ただし、N A F T Aと異なり、メキシコに進出していない企業によって輸入されるE U産の自動車も対象となる。以上の関税割り当て対象外の自動車は、発足時に一〇%以下となり二〇〇七年までに撤廃される。

農水産物（H Sコードの1～24条）の自由化スケジュールは、いくつかのカテゴリー別に定められている（表4参照）。

協定発効時に即時撤廃、
協定発効から三年、八年、一〇年をかけて撤廃するもの、
関税引き下げがペンディングとなった品目（ウェイティング・リスト）で、協定発効から三年以内に引き下げスケジュールを検討するもの、
関税割当品目 協定発効から三年以内に関税割当の見直しを検討する品目、
その他
などである。

ここで、とくに重要なのはウェイティング・リスト品目である。これは、協定発効後三年以内に検討を行うことが定められているが、いつまでに自由化交渉が終了するかは定められておらず、自由化のスケジュールは未定である。対象は、主として、EU域内で農業補助金となっている品目（小麦・とうもろこし・米・ソルガム・オート麦・ライ麦などの穀物、乾燥豆、穀物加工品、ジャガイモ加工品、りんご、桃、ジャム・ゼリー、肉・くず肉、酪農製品、動物性油脂、若令飼育牛など）で、当然、メキシコはEUの農業補助金の撤廃を求めているが、EUがこれを拒否したため、最終的にウェイティング・リスト品目として処理することによって妥協点を見出したものである。なお、農業補助金の対象ではない一部のセンシティブな品目もウェイティング・リストに含まれている。

こうしたウェイティング・リスト品目は、HS 8桁ベースの分類で、メキシコで対象となっているのが二三・八%で、EUでは二三・四%である。ただし、表5に示されるように、輸入額の割合でみたウェイティング・リストと例外品目の割合は、メキシコのEUからの農水産品目輸入実績（九五～九八年平均）の五六・七%、EUの場合は九・七%と非対称的で、EUの農業補助金対象品目が交渉において最大の懸案であったことは想像に難くない。

いずれにせよ、FTAは原則的に全ての品目で自由化することがGATT二四条で規定されているが、メキシコとEUのFTAでは、一定期間を定めて段階的に自由化する（ステージング）品目や、ウェイティング・リストとして実質的に例外扱いとするなどの便宜的な措置がとられていることに着目すべきである。こうした取り扱いは、わが国におけるセンシティブなセクターの競争力改善に時間的余裕を与えるだけでなく、交渉をスムーズに進展させる可能性を有している。あくまでもセンシティブなセクターの保護を死守するといった戦略では、交渉相手を納得させることはできない。EUにおいては農業補助金の対象となる農業部門は極めてセンシティブであると考えられるが、それでもウェイティング・リストという形でEU内での一応の意見調整を行い、メキシコとのFTAにこぎつけたことは評価すべきである。

ただし、メキシコとEUの農産品貿易は全体の七%を占めるに過ぎず、GATT二四条の「実質的に全ての貿易（substantially all）」の一般的な解釈である「貿易量の九〇%」をクリアしていることに注意が必要である。また、ウェイティング・リスト品目は、交渉決着の時期が明記されておらず、自由化スケジュールが引き伸ばされる危険性を有していることにも着目しておく必要がある。

結語

日本とメキシコなどのラテンアメリカ諸国とのFTAには、貿易面の効果が期待されるだけではない。近年、欧米諸国のラテンアメリカへの直接投資が積極的になされているのに対し、日本のプレゼンスは急速に低下している。これは、ラテンアメリカへの直接投資が、民営化関連の通信、電力などのインフラや、情報関連、銀行部門、サービス業など、わが国が比較優位を持たない分野が主体となっているからである。また、多くの場合、M&Aの形態で直接投資がなされており、この点も、わが国の企業が十分な経験と優位性を持たない問題である。したがって、FTA協定に、外資規制の撤廃、基準認証、政府調達、紛争処理、知的所有権などの分野の取り決めが含まれれば、ラテンアメリカへの直接投資を促進する可能性が高いといえる。

また、F T A Aはいまだ米国とブラジルなどの農業補助金をめぐる対立のために不確実な要素を多分に有しているとはいえ、それが実現すれば日本はかなりの貿易転換効果を被る可能性を否定できない。ラテンアメリカ諸国とのF T A締結によって、そうしたマイナスの影響を緩和する可能性を探るべきである。さらに、メキシコやチリとの交渉は、既に多くのF T A交渉をこなし、高い交渉能力と豊富な経験を携えているこれらの諸国から多くを学ぶことが期待され、今後のアジア地域とのわが国のF T A交渉に役立つはずである。また、冒頭にも記したが、わが国がアジア地域とのF T A交渉を最優先としている限り、ラテンアメリカ諸国とのF T Aを推進しておくことは、米国などからのわが国のアジアへの地域主義の傾斜に対する批判をかわすことに役立つであろう。こうした意味において、わが国はラテンアメリカとのF T Aにいっそう強い関心を持つべきであるといえる。

表1 チリ、メキシコの地域経済統合のリスト

	相手国・相手地域	タイプ	発効時点	調印時点
チリ	アルゼンチン	ECA	1991年3月18日	
	メキシコ	ECA	1992年1月1日	
	ボリビア	ECA	1993年7月1日	
	ベネズエラ	ECA	1993年7月1日	
	コロンビア	ECA	1994年1月1日	
	エクアドル	ECA	1995年1月1日	
	メルコスール	ECA	1996年10月1日	
	ペルー	ECA	1998年7月1日	
	カナダ	FTA	1997年7月5日	
	メキシコ	FTA	1999年8月1日	
	コスタリカ	FTA	2002年2月15日	
	エルサルバドル	FTA	2002年6月3日	
	EU	AA		2002年11月18日
	韓国	FTA		2003年2月15日
米国	FTA		2003年6月6日	
EFTA	FTA		2003年6月26日	
メキシコ	アルゼンチン	ECA	1991年3月18日	
	チリ	ECA	1992年1月1日	
	ボリビア	ECA	1994年12月27日	
	ペルー	ECA	1996年12月2日	
	キューバ	ECA	2001年2月6日	
	メルコスール	ECA		2002年7月5日
	ブラジル	ECA		2002年7月3日
	米国・カナダ (NAFTA)	FTA	1994年1月1日	
	G3	FTA	1995年1月1日	
	ボリビア	FTA	1995年1月1日	
	コスタリカ	FTA	1995年1月1日	
	ニカラグア	FTA	1998年7月1日	
	チリ	FTA	1999年8月1日	
	EU	FTA	2000年7月1日	
	イスラエル	FTA	2000年7月1日	
	中米3カ国	FTA	2001年3月14日	
	EFTA (ノルエー、スイス)	FTA	2001年7月1日	
EFTA (アイスランド)	FTA	2001年10月1日		
ウルグアイ	FTA		2003年8月10日	

出所：Organization of American States, *Sistema de Información sobre Comercio Internacional*, OAS (<http://www.sice.oas.org/trades.asp>).

注：全ての地域協定を網羅しているわけではない。FTA (Free Trade Agreement)：自由貿易協定、ECA (Economic Complementarily Agreement)：経済補完協定、AA (Association Agreement)：連合協定。G3 はメキシコ、コロンビア、ベネズエラで構成。中米3カ国とはガテマラ、ホンデュラス、エルサルバドル。

表2 豚肉の輸入先国 (%)

	1997	1998	1999	2000	2001
米国	28.9	33.2	28.2	29.4	35.1
カナダ	10.7	12.1	15.0	17.0	21.6
デンマーク	26.1	23.7	28.3	32.1	29.4
メキシコ	4.6	6.0	6.1	6.1	6.0
韓国	9.0	17.2	13.3	2.6	na
その他	20.6	7.8	9.1	12.8	7.9

出所：UNIDO：PC-TAS (SITC)

注：豚肉の定義は5桁分類で、00131、00139、01221、01222、01253、01254、0175である。

：韓国の2001年のデータは未掲載。

表3 日本のメキシコからの輸入(百万ドル)

	1997	1998	1999	2000	2001
輸入総額	1613	1229	1651	2385	2007
農産品	551	525	600	650	622
豚肉	133	138	178	201	206
豚肉の輸入比率 (%)	8.2	11.2	10.8	8.4	10.3

出所：表2に同じ。

表4 メキシコ = E U自由貿易協定における取り決め

分類	品目	関税引き下げスケジュール
1	生鮮果物・野菜、果物・野菜加工品、ビール、ウオッカ	無税
2	果物・野菜加工品、ワイン	3年以内に無税化
3	大豆、果物・野菜加工品、チェリーワイン、植物油、綿花	8年以内に無税化
4	食物油（大豆、ひまわり、ゴマ、菜種、とうもろこし）アプリコット、梨、プラム	10年以内に無税化
5	穀物（小麦、とうもろこし、米、ソルガム、オート麦、ライ麦）乾燥豆、穀物加工品、ジャガイモ加工品、りんご、桃、ジャム・ゼリー、肉・くず肉、酪農製品、動物性油脂、若令飼育牛	ウェイティング・リスト。3年以内に自由化に向け検討を再開
6	魚製品	2000MT まで 33.33%の関税割当。割当は毎年 500MT 増加。
7	砂糖	特惠関税
A	木製品・製造業製品	無税
B	木製品・製造業製品	2003年1月1日までに段階的に無税化
B+	木製品・製造業製品	2005年1月1日までに無税化
C	木製品・製造業製品	2007年1月1日までに無税化

出所：James Butterworth, “What the Mexico-EU Free Trade Agreement Means for US Trade,”
<http://www.fas.usda.gov/info/agexporter/2000/November/whatthe.htm>

表5 農水産品の自由化スケジュール別の輸入額の割合

メキシコ		E U	
自由化の期限	自由化対象品目の輸入額の割合 (%)	自由化の期限	自由化対象品目の輸入額の割合 (%)
2000	26.6	2000	70.7
2003	3.8	2003	6.1
2008	11.0	2008	12.7
2010	1.9	2010	0.8
ウェイティング・リスト、例外品目	56.7	ウェイティング・リスト、例外品目	9.7
計	100	計	100

出所：細野昭雄（2001）p.118。